

要 望 書

路線バス等の地域公共交通維持のための
財政支援について



【路線バス営業所に並ぶ車両】

令和7年7月
熊 本 県 八 代 市

日頃より、本市の公共交通行政の運営に関しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

路線バスや乗合タクシーなどの地域公共交通は、住民の暮らしを支える最も身近な移動手段であり、地域社会の維持・発展には欠かすことのできない存在です。しかしながら、自家用車の普及、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、公共交通の利用者は大きく減少している状況にあり、加えて、昨今の燃料費をはじめとする物価高騰が交通事業者の経営を圧迫するなど、地域公共交通の維持は大きな課題となっております。

そのような中、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」では、市町村が主体的に地域公共交通の持続可能な提供に取り組むことが求められており、今後、高齢者の移動手段の確保、脱炭素社会の実現、コンパクトなまちづくりの推進など、地域公共交通が担う役割はより一層大きくなることが予想されます。

本市におきましても、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用しながら、公共交通サービスの確保・維持に向けた支援に取り組むとともに、利用状況に応じた路線の見直しなど地域の実情に即したサービスの提供に努めておりますものの、交通事業者の人件費高騰や物価高騰の影響により運行経費は増大しており、事業者への多大な財政負担を強いられている状況にあります。

今後も持続可能な地域公共交通を確保していくためには、本市の財政負担の更なる増大が見込まれ、国からの一層の支援が不可欠でありますことから、次の事項について要望いたします。

- 1 路線バス及び乗合タクシーの安定的な運行確保・維持を図るため、近年の公共交通利用者の減少を鑑み、地域公共交通確保維持事業に対する以下の財政支援の拡充をお願いいたします。

(1) 地域間幹線系統補助

補助対象経費の上限撤廃や1日当たりの輸送量要件の緩和、及び平均乗車密度要件の撤廃、補助率の嵩上げをお願いいたします。

(2) 地域内フィーダー系統補助

補助対象経費、及び国庫補助上限額の撤廃や1日当たりの輸送量要件、及び新規性要件の緩和、補助率の嵩上げをお願いいたします。

令和7年7月

八代市長 中村博生